

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">その他（森林環境譲与税）</span>		
要望項目名	森林整備を一層推進するための森林環境譲与税の譲与基準の見直し		
要望内容 （概要）	令和元年度からの譲与開始以降、各地方公共団体において、地域の実情に応じ森林環境譲与税を活用した取組が進展しつつある中で、私有林人工林を多く抱える地方公共団体においては、森林整備に想定以上に経費がかかっていること等を踏まえ、都市部等における木材利用の取組に配慮しつつ、森林整備をより一層推進する観点から、令和6年度からの森林環境譲与税の譲与額の増加に併せて、私有林人工林面積による配分の割合を高めるよう譲与基準の見直しを要望する。		
関係条文	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 第28条第1項、第29条		
減収見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>パリ協定の枠組みの下で、我が国は、令和2年10月に2050年カーボンニュートラルを表明するとともに、地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）においては、中期目標として、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこととしている。この中で、森林吸収源については、2030年度に約3,800万t-CO<sub>2</sub>（2013年度総排出量比2.7%）の吸収量確保を目標としている。</p> <p>また、近年は気候変動の影響等により、各地において線状降水帯の発生がみられ、豪雨の激化・頻発化、河川の氾濫、山腹崩壊等の被害が多発しており、森林の有する防災・保水機能の発揮に向けた森林整備の必要性がより一層高まっているところである。</p> <p>我が国の森林及び林業に関する施策について基本となる事項を定めている森林・林業基本法においては、森林の有する国土保全、地球温暖化防止等の多面的機能の持続的発揮を基本理念として位置付け、将来にわたって、その適正な整備・保全を図ることとしている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 再造林等の森林整備の一層の推進</p> <p>令和元年度から、森林経営管理制度の開始とともに、森林環境譲与税が譲与されており、各地方公共団体においては、管理が行き届いていない森林について、森林所有者への意向調査や境界確認・確定等を行いながら、間伐等の森林整備を順次進めている。今後は、この成果を踏まえつつ、更に森林整備を本格化させていく必要がある。</p> <p>また、我が国の人工林が本格的な利用期を迎える中、社会問題ともなっている花粉症対策を進める上でも伐採が増加していくこととなるが、カーボンニュートラルの実現に貢献し、木材利用を将来にわたって持続可能な形で行っていくためには、花粉の少ない苗木による植替えを含む再造林等の森林整備を着実に実施する必要がある。主伐後の再造林が迅速に行われないと土砂流出等のリスクが高まることから、近年の豪雨等による災害の激甚化・頻発化も相まって、再造林の確保は地方公共団体にとっても喫緊の課題となっている。</p> <p>森林整備の推進に当たっては、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足、造林地におけるシカ対策等の課題があり、想定以上に経費がかかっていることも踏まえ、木材利用の取組に配慮しつつも、森林環境譲与税を活用しながら森林整備を一層推進することが必要となっている。</p>		

	<p>② 森林環境譲与税の譲与基準の見直しに係る議論</p> <p>森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案の審議時等における衆・参両院の総務委員会の附帯決議において、各自治体の森林整備の取組や施策の効果を検証しつつ、必要がある場合には、所要の見直しを検討することとされている。</p> <p>令和元年度の譲与開始から5年目を迎える中、令和5年度の譲与税の活用予定額（※令和5年3月時点）は、都道府県・市区町村合計で534億円（譲与額に対して107%）となるなど、森林整備をはじめとして活用が進んでおり、主として山間部の地方公共団体より、森林整備を一層推進する観点から、譲与基準を見直すべきとの要望がある。</p> <p>また、令和4年11月には自由民主党の総合農林政策調査会「地球温暖化防止のための森林吸収源対策プロジェクトチーム」において、「森林環境譲与税の譲与基準の見直しに向けた提言」がとりまとめられ、「森林の多い市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、森林環境税の課税が開始される令和6年度を念頭に、森林の多い市町村への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準を見直すべきである」との提言が行われた。</p> <p>さらに、令和5年度税制改正大綱においては、「各地域における取組みの進展状況や地方公共団体の意見を考慮しつつ、森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策を検討する」とされたところである。</p> <p>このため、森林環境譲与税について、森林整備をはじめとする施策への活用状況や地方公共団体からの要望を踏まえ、譲与基準の見直しを検討する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<<大目標>> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 <<中目標>> 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 <<政策分野>> 森林の有する多面的機能の発揮
	政策の達成目標	・2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す。(地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)) ・我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。森林吸収源については、我が国の人工林の高齢級化が進み、森林吸収量が減少傾向にある中、2030年度において、約3,800万t-CO2(2013年度総排出量比約2.7%)の吸収量の確保を目標とする。(地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定))
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	現行に同じ。
	同上の期間中の達成目標	「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>市町村（特別区含む）において、森林環境譲与税を活用して、間伐等の森林整備やそれに必要な人材の育成・担い手の確保、木材利用・普及啓発の取組が進捗するとともに、都道府県においても、市町村支援等の取組が進捗。</p> <p><b>【市町村の取組状況】</b></p> <p>&lt;令和元年度&gt;</p> <p>○間伐等の森林整備関係：924 市町村（全市町村の5割）</p> <p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者への意向調査実施面積：約 12.5 万 ha</li> <li>・間伐等の森林整備面積：約 5.9 千 ha （うち間伐面積：約 3.6 千 ha）</li> </ul> <p>○人材育成・担い手の確保：225 市町村（全市町村の1割）</p> <p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修等の参加者数：約 6.5 千人</li> </ul> <p>○木材利用・普及啓発：390 市町村（全市町村の2割）</p> <p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材利用量：約 5.4 千 m<sup>3</sup></li> </ul> <p>&lt;令和2年度&gt;</p> <p>○間伐等の森林整備関係：1,232 市町村（全市町村の7割）</p> <p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査実施面積：約 21.6 万 ha</li> <li>・間伐等の森林整備面積：約 17.9 千 ha （うち間伐面積：約 10.3 千 ha）</li> </ul> <p>○人材育成・担い手の確保：402 市町村（全市町村の2割）</p> <p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修等の参加者数：約 5.0 千人</li> </ul> <p>○木材利用・普及啓発：603 市町村（全市町村の3割）</p> <p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材利用量：約 13.4 千 m<sup>3</sup></li> </ul> <p>&lt;令和3年度&gt;</p> <p>○間伐等の森林整備関係：1,333 市町村（全市町村の8割）</p> <p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意向調査実施面積：約 18.0 万 ha</li> <li>・間伐等の森林整備面積：約 30.8 千 ha （うち間伐面積：約 14.2 千 ha）</li> </ul> <p>○人材育成・担い手の確保：517 市町村（全市町村の3割）</p> <p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修等の参加者数：約 6.4 千人</li> </ul> <p>○木材利用・普及啓発：719 市町村（全市町村の4割）</p> <p>主な実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材利用量：約 22.5 千 m<sup>3</sup></li> </ul>

<p>前回要望時の 達成目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、「2050 年カーボンニュートラル」の実現を目指す。(地球温暖化対策計画 (令和3年10月22日閣議決定))</li> <li>・ 我が国の中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。森林吸収源については、我が国の人工林の高齢級化が進み、森林吸収量が減少傾向にある中、2030 年度において、約 3,800 万 t-CO<sub>2</sub> (2013 年度総排出量比約 2.7%) の吸収量の確保を目標とする。(地球温暖化対策計画 (令和3年10月22日閣議決定))</li> </ul>
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>2021 年度における森林吸収量は約 4,260 万 t-CO<sub>2</sub> となり、現状では 2030 年度の森林吸収量目標の約 3,800 万 t-CO<sub>2</sub> (2013 年度総排出量比約 2.7%) の水準を上回っているところであるが、我が国の人工林の高齢級化が進み、森林吸収量が減少傾向にある中にあるにあっては、2030 年度目標の達成に向け、森林整備等の森林吸収源対策の一層の推進が必要。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和元年度 森林環境税及び森林環境譲与税の創設 令和5年度 森林吸収源対策を一層推進するための森林環境譲与税に係る所要の見直しの検討について要望</p>